

貴社事業の海外展開に向けて

令和7年度

佐賀県中小企業等海外出願事業費補助金（海外出願支援事業）

外国出願補助金

第1回募集期間

令和7年5月7日(水)～6月13日(金) ※最終日の午後5時必着

外国出願に要する費用（出願料、代理人費用、翻訳料等）の1/2を補助します。



特許

上限：150万円



実用新案
意匠
商標

60万円



冒認対策
商標

30万円

- ✓ 佐賀県内に主たる事務所を有する中小企業者等
- ✓ 外国特許庁への出願とその基礎となる国内出願の出願人名義が同一の中小企業者等
- ✓ 外国特許庁への出願事務を依頼する国内の選任弁理士等の協力が得られる中小企業者等
- ✓ 補助事業完了後5年間、フォローアップ調査等に積極的に協力できる中小企業者等

申請方法や補助の要件など、当センターHP掲載の**募集要項**を必ずご確認ください。

<https://www.infosaga.or.jp/news/000214.php>

補助金についての質問や相談は下記担当までお気軽に！

公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
技術振興課 担当：丸山、内田、清河

☎0952-34-4413 ✉chizaishien@mb.infosaga.or.jp

申請書類の送付・持込み先

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

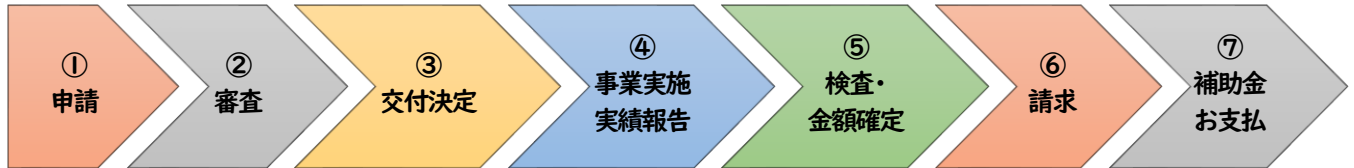
募集要項はこちら



補助金を申し込む前に必ずお読みください！

- 補助金は中小企業者等の皆さまの**事業活動をサポート**するものです。
- 補助金の支払いは事業の実施を確認させていただいた後（**後払い**）となります。
- 申請の方法や**補助の要件**については**募集要領を必ずご確認ください**。

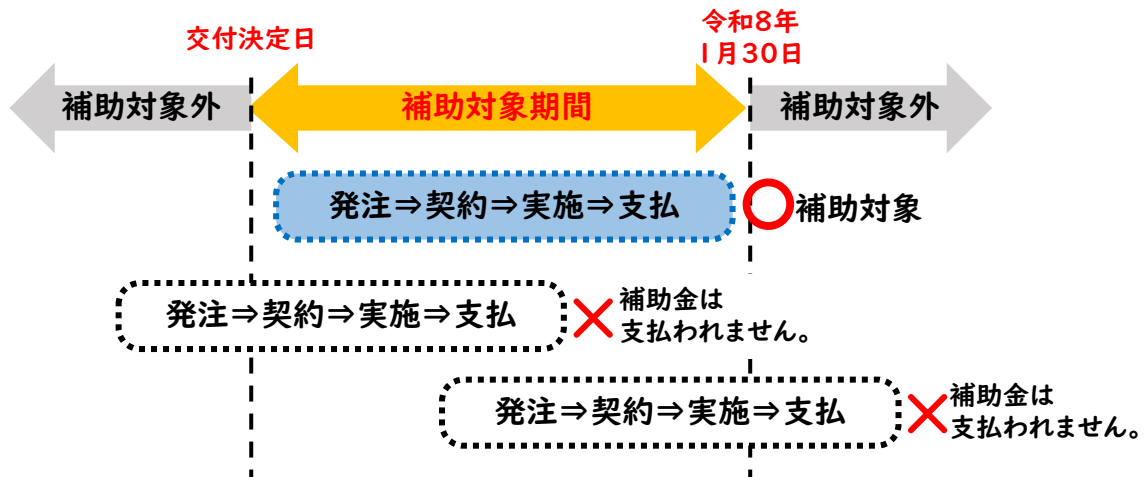
■ 補助金が支払われるまでの基本的な流れ



- ① 申請に必要な**書類をご提出**ください。
- ② 申請内容の**審査**を行います。
- ③ 審査を通過すると補助対象として採択し**交付決定を通知**します。
- ④ 補助対象となる**事業を実施**し、その**報告（実績報告）**をしていただきます。
- ⑤ 適正に事業と支払が行われたかを**検査**して**補助金の額の確定**をします。
- ⑥⑦ 確定した金額の**請求書をご提出**いただき、補助金をお**支払い**します。

■ 補助対象期間の考え方

- 補助金には、その対象となる期間（**補助対象期間**）があります。
- 発注・契約・実施（購入）・支払（決済）を**期間内で行う**必要があります。



補助金についての質問や相談は下記担当までお気軽に！

公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
技術振興課 担当:丸山、内田、清河

☎ 0952-34-4413 ✉ chizaishien@mb.infosaga.or.jp